

「第31回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和3年6月18日開催)

【知事の指示事項等】

改めて各部局においては、新型コロナウイルス感染防止に向けてそれぞれ取り組んでいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

現在本県では6月20日までの間、千葉市及び東葛地域の12市を、まん延防止等重点措置区域とし、飲食店における酒類提供の自粛などを要請してまいりました。

また、県内の全域において大規模商業施設の営業時間の短縮、そして入場整理の協力要請を行ってきたところであります。長い期間、県民及び事業者の皆様には御協力をいただき改めて感謝を申し上げます。

本県の感染状況は、本日の新規感染者については135人、直近7日間平均で約105名となっております。この1週間平均を前の週と比較すると1.08、8%の増加。新規感染者数は6日連続で前の週の同じ曜日を上回っているという状況です。

また変異株については、本県においても従来株からアルファ株にほぼ置き換わったと推定され、さらに感染力が強いと言われるデルタ株も確認されるなど、危機感が一層高まっています。

病床稼働率は昨日時点で24.6%となっており、全体としては、ほぼ横ばいの状況ですけれども、市原、そして君津の地域で感染が拡大しており、同地域の病床稼働率が急上昇している状況です。

こうした状況の中で、昨日、国の対策本部会議において本県に係るまん延防止等重点措置の延長が決定されました。

このことを受けて、本日は今後のまん延防止等重点措置及び県全域における協力要請などについて協議をいたします。

千葉市、船橋市、柏市、市長会及び町村会の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席をいただき感謝を申し上げます。

○ まん延防止等重点措置の期間・対象区域について

6月21日から7月11日までの間、重点措置の対象区域については、東葛地域のうち、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市と、千葉市に加えて新たに、市原市、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市とします。

○ まん延防止等重点措置の対象区域における酒類の提供について

当該区域に対しては、飲食店の営業は20時まで、酒類の提供は19時までとします。

なお、酒類の提供は、アクリル板の設置や換気の徹底などの4項目の感染防止対策をとっている店舗に限ることとし、酒類の提供を受ける場合、1グループの人数は2人まで、入店から退店までの時間は90分までとします。

○ その他の区域における酒類の提供について

その他の区域に対しては、引き続き、飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時までを要請することとします。

○ 県内全域における協力要請の継続について

まん延防止等重点措置の対象区域を含め、県内全域において、特措法第24条第9項等に基づき、引き続き不要不急の外出の自粛や、商業施設等における時短営業などの協力要請を継続することとします。

○ 措置区域の見直しの検討

感染状況等を踏まえ、2週間後を目途に措置区域の見直しの検討を行うこととします。

○ 感染拡大の抑え込みに向けた取組について

まん延防止等重点措置の延長を踏まえ、今後の感染拡大の抑え込みに向けて、引き続き力を入れて取り組むことを指示します。

○ 新型コロナウイルスワクチンの接種について

改めて市町村関係者、そしてワクチン接種に御協力いただいている医療従事者の皆様に感謝申し上げます。

県の担当部局にあっては、市町村と十分に連携をし、現場での円滑な接種が行われるよう努めてください。

この度、区域を見直したところでありますけれども、今後も、感染状況がどのような形で推移するか、これは本当に予断を許さない状況だと思っておりますので、状況の変化をとらえて、この区域、柔軟に対応していきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いします。

本日は、まん延防止等重点措置及び協力要請などについて決定をいたしました。各部局庁におかれましては、本日決定した要請内容等について、県民、事業者の皆様、関係団体、市町村等へ速やかに、しっかりと周知を行ってください。